

< 端末機等貸与に伴う取扱い規約 >

本規約は、加盟店（デビットカード加盟店規約においては「デビットカード間接加盟店」、クレジットカード加盟店規約、交通系電子マネー（交通系 IC カード）加盟店規約、iD 加盟店規約、nanaco 加盟店規約、WAON 加盟店規約においては「加盟店」、楽天 Edy 加盟店規約においては「間接加盟店」をいい、これらを総称して、以降「加盟店」といいます）が、株式会社日本決済情報センター（以降「当社」といいます）により、当社が提供する決済サービスを取り扱うための機器（以下「端末機等」といいます）を有償、若しくは無償貸与による方法で借用する場合に適用されます。

第 1 条（端末機等の利用開始日）

1. 当社は、端末機等を当社所定の方法によって、加盟店の指定する場所に設置、又は送付するものとします。なお、加盟店が指定した場所に端末機等を設置、又は送付した場合で、加盟店以外のものが端末機等を受領した場合でも加盟店が受領したものとみなします。
2. 端末機等が加盟店の指定する場所に設置、又は当社の指定の場所から加盟店へ向け出荷された日を以て、本サービスの利用開始日とします。

第 2 条（端末機等の取扱い等）

1. 加盟店は、本規約及び当社が、別途定める加盟店規約、並びに端末機等の製造メーカーが別途定める取扱い説明書（以降「端末機取扱い規約等」といいます）の各条項に従い、端末機等を取扱うものとします。
2. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって端末機等を利用、管理するものとします。
3. 端末機等の使用に必要な電源、及び電気、並びに決済情報の通信等にかかわる費用全ては、加盟店の負担とします。

第 3 条（決済取引）

1. 加盟店は、利用者から J デビットカード決済、クレジットカード決済、電子マネー決済等の当社が提供する決済手段により、取引（以降「カード等決済取引」といいます）を求められた場合には、端末機取扱い規約等に従い、正当、且つ、適法にカード等決済取引を行うものとします。
2. 加盟店は、提示された決済手段について、端末機等に無効である旨の表示がなされた場合には、当該決済手段の提示者（以降「利用者」といいます）に対するカード等決済取引を行ってはならないものとします。
3. 加盟店は、明らかに模造、若しくは破損していると判断できる決済手段を提供するため

の媒体（以降「カード等」といいます）が提示された場合、又は明らかに不正使用と判断できる場合には、カード等決済取引を行ってはならず、この場合、速やかにその事実を当社に通知するものとします。

4. 加盟店は、利用者がカード発行者の規定に基づきカード等を利用していることを認識のうえ、本規約に従ってカード等決済取引を行うものとします。
5. 利用者がカード等を提示し、端末機等にて商品を購入、又はサービス提供（以降「商品等」といいます）を受けた際、端末機等に支払いが完了した旨の表示がされたときに当該決済が完了し、これにより加盟店の利用者に対する支払債権は消滅するものとします。
6. 加盟店はカード等決済取引を行うにあたっては、端末機等による取引代金の入力・決済を行うものとします。加盟店は、取引代金の入力・決済に際し、利用者に対し、取引代金の確認、及びその承認の取得を行うものとします。
7. 加盟店がカード等決済取引の売上として利用者のカード等から引去ることができる代金は、当該カード等決済取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含みます）のみとし、現金での立て替え、及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、この端末機により処理できるカード等決済取引の決済手段は、予め加盟店が当社に申入れ、当社が承認した決済手段に限られるものとします。
8. 加盟店は、当社及びカード発行者、端末機等が接続する情報処理センターのシステム障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理時、その他やむを得ない場合には、カード等決済取引ができないことについて、予め承諾するものとします。なお、その際に生じる事故の逸失利益、機会損失等については如何なる場合においても、当社及びカード発行者、端末機等が接続する情報処理センターに対して、一切請求できないものとします。

第4条（端末機等の利用料金）

1. 加盟店は当社より、有償又は無償貸与の方法を問わず、端末機等の提供を受ける場合、当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）の端末機等の利用料金（月額基本料、精算料等）について、当社が加盟店に有償又は無償貸与する端末機の台数に乗じた金額を当社所定の方法により支払うものとします。
2. 当社は、前項の端末機等の利用料金を加盟店契約に基づき当社が加盟店に支払うべき売上債権に対する対価（交通系電子マネー（交通系 IC カード）においては売上金）から差し引くことができるものとします。
3. 第1項の端末機等の利用料は、経済情勢の変動等により、相当でないと認められることとなった場合には、加盟店当社協議のうえ、端末機等の利用料を改定することができるものとします。

第5条（端末機等の最低契約期間）

加盟店は、当社がカード等決済取引に関する契約（以降「加盟店契約」といいます）を締結する際に提示した最低契約期間内に加盟店契約を解除した場合、若しくは、当社が定める加盟店契約の契約解除条項に違反して契約を解除された場合には、当社所定の違約金を支払うものとします。なお、加盟店は当社から違約金の支払いを指示された場合には、速やかに当社所定の方法により、違約金を支払うものとします。

第6条（遅延損害金）

加盟店は、当社に対して、加盟店が前条の違約金に基づく債務の支払いを遅滞したときには、支払うべき金額に対し、その支払いの完済に至るまで、年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7条（利用終了）

1. 加盟店は、当社と締結した加盟店契約の一部又は全部を解約した場合、7日以内に当社所定の方法により速やかに端末機等を当社に返却するものとします。
2. 加盟店が当社所定の方法により端末機等の返却の措置を講じ、当社又は当社指定の場所において受領した日を以て加盟店契約が終了するものとします。

第8条（端末機等の修理・交換）

1. 加盟店は、端末機等に故障、毀損等が生じた場合は、遅滞なくその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は前項の通知に基づき、当社所定の方法により、正常な端末機等（以降「代替品」という）と交換します。なお、代替品との交換が当社から送付の方法により行われた場合は、加盟店は代替品の受領後、速やかに加盟店の費用と責任により代替品の設置及び設定を行います。
3. 前項において設定する代替品は故障品と同一機種若しくは、ほぼ同等の機能を有する機器とします。なお、当社は加盟店の端末機等の利用状況によって、加盟店に対し、代替品との交換にかかる費用の一部若しくは全部を請求する場合がありますものとし、この場合、加盟店は当社からの費用請求に対して速やかに当社所定の方法により、支払うものとします。
4. 故障、毀損等が加盟店の責による場合には、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、当社からの費用請求に対して速やかに当社所定の方法により、支払うものとします。

第8条（滅失、紛失、盗難等）

1. 加盟店は、滅失、紛失、盗難等により端末機等の返却が不可能となった場合には、速やかにその旨を当社に通知するものとします。また、この場合、加盟店は当社がその代替品調達に要する一切の費用を負担するものとし、当社からの費用請求に対して速やかに当社所定の方法により、支払うものとします。
2. 第7条の利用終了に伴い、当社又は当社が業務を委託する第三者によって、滅失、紛失、盗難等により端末機等の返却が不可能である状態と認識された場合でも、前項と同様に加盟店は当社に対し代替品調達に要する一切の費用を当社所定の方法により、支払う責任を負うものとします。
3. 本条第1項の場合、加盟店から請求があるときは、当社は加盟店に対して代替品を提供し、当社が提供する決済サービスを継続するものとします。

第9条（セキュリティ対策）

1. 当社は加盟店の次の行為を禁止するものとします。
 - (1) 端末機等を本来の使用目的、又は本規約に定める用途以外の目的のために使用すること
 - (2) 端末機等を分析、分解、改造すること
 - (3) 端末機等の仕様等の情報を第三者に漏洩、開示、又は使用等させること
2. 当社は一般社団法人日本クレジット協会、日本電子決済推進機構（旧：日本デビットカード推進協議会）、及び当社が業務提携するクレジットカード会社、電子マネー事業者等の指針、端末機取扱い規約等に準じ、加盟店に対して端末機等、及び第3条第1項に定める決済手段に係る不正行為、若しくは不法行為を未然に防止するための対策（以下「セキュリティ対策」といいます）について指導できるものとします。
3. 加盟店は当社がセキュリティ対策上の必要から、随時、加盟店の施設内に立ち入り、端末機等、及び関連設備等を検査できるものとします。

第10条（変更の届出）

加盟店は加盟店申込書により申込した端末機等の設置場所に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更内容を当社に届け出るものとします。

第11条（物件の所有権侵害等の禁止）

1. 加盟店は、端末機等について次の行為、その他当社の所有権を侵害する行為を行わないものとします。
 - (1) 日本国外に持ち出すこと
 - (2) 担保に入れること
 - (3) 第三者に譲渡・質入すること
2. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為を行わないもの

とします。

- (1) 端末機等を他の不動産、動産に固定させること
- (2) 端末機等について、加工等その他一切の原状変更すること
- (3) 端末機等を第三者に転貸したり、本規約に基づく加盟店の権利、地位を第三者に譲渡・質入すること
- (4) 端末機等を別表記載の使用場所から移動すること

第12条（紛争処理）

本規約に関して紛争が生じた場合、加盟店及び当社は誠実に協議してその解決を図るものとし、訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第13条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

以 上

2020年6月1日制定
2020年11月15日改定
2024年9月17日改定